

平成21年10月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号)

口頭弁論終結日 平成21年9月2日

判 決

控訴人 X

被控訴人 国

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。

第2 事案の概要等(略語は、原判決のそれに従う。)

- 1 本件は、控訴人が、①時効消滅した国税の徴収権に基づき原判決別紙財産目録記載の建物(本件建物)の差押えを受けたこと(請求(1))、②時効消滅した国税の徴収権に基づき原判決別表1-1 No.1、2、7、8、9及び10の各土地の公売処分を受けたこと(請求(2))、③国税不服審判所長による裁決がなされる前に、最高価申込者を決定するなど、原判決別表2 No.3の土地の公売手続が行われたこと(請求(3))、④換価処分の回避や虚偽の公売広告などにより、原判決別表1-1 No.1、2、7、8、9及び10の各土地が低額で換価されたこと(請求(4))の各違法行為によって損害を被り、その一部

を金銭に評価するとそれぞれが10万円を下らないと主張して、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、選択的に各賠償金10万円の支払を求める事案である。

- 2 原審は、請求(2)のうち、原判決別表1-1 No.1、2、7及び8の各土地の公売処分の違法をいう損害賠償請求については、既に確定した一部請求の棄却判決において認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであり、その余の請求(2)及び請求(3)については、係属中の別訴で請求するものを本訴で再び請求するものであるから、いずれも不適法なものであるとして、訴えを却下し、請求(1)及び請求(4)については、控訴人が主張する違法があったとは認められないとして、請求を棄却した。

原判決を不服として、控訴人が本件控訴をした。

- 3 当事者の主張は、原判決を次のとおり訂正するほか、原判決の「事実」第2の1及び2に摘示されたとおりであるから、これを引用する。

(原判決の訂正)

- (1) 6頁18行目ないし19行目の「別表1-1 No.1、2、7及び8の不動産に関する部分については、」及び同頁20行目の「であり、」から22行目の「強いるもの」までを、いずれも削る。
- (2) 7頁5行目冒頭から9行目末尾までを次のとおり改める。

「控訴人の請求(3)に係る訴えは、既に確定した一部請求の棄却判決において認められなかった主張を蒸し返すものであるから、不適法なものとして却下を免れない。」

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、控訴人の請求(2)及び(3)に係る訴えは、いずれも、既に確定した一部請求の棄却判決において認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであるから、信義則に反する不適法な訴えとして、訴えを却下すべきであり、請求(1)及び請求(4)については、控訴人が主張する違法は認めら

れないから、棄却するのが相当であると判断する。その理由は、原判決を次のとおり訂正するほか、原判決の「理由」1から5までに説示されたとおりであるから、これを引用する。

(原判決の訂正)

- (1) 13頁16行目の「平成18年3月31日付で」を「平成18年中に」に改める。
- (2) 15頁1行目末尾に行を改めて、「最高裁判所は、平成20年9月26日、控訴人の上告を棄却する決定をした（平成●●年(〇〇)第●●。乙53）。」を加える。
- (3) 15頁13行目の「控訴し」から同頁14行目末尾までを「控訴したが、平成20年10月8日、東京高等裁判所はこれを棄却し（平成●●年(〇〇)第●●号。乙54）、さらに控訴人は、上告提起及び上告受理申立てをしたが、最高裁判所は、平成21年3月5日、これらを棄却及び不受理とする決定をした（平成●●年(〇〇)第●●号・同年(〇〇)第●●号。乙55）。」に改める。
- (4) 16頁3行目の「控訴し」から同頁4行目末尾までを「控訴したが、平成21年1月28日、東京高等裁判所はこれを棄却し（平成●●年(〇〇)第●●号。乙56）、さらに控訴人は、上告提起及び上告受理申立てをしたが、最高裁判所は、平成21年6月11日、これらを棄却及び不受理とする決定をした（平成●●年(〇〇)第●●号・同年(〇〇)第●●号。乙57）。」に改める。
- (5) 17頁24行目の「ものか」から同頁25行目の「請求する」までを削る。
- (6) 18頁2行目冒頭から末尾までを削り、同頁10行目及び16行目の各「7及び8」をいずれも「7、8、9及び10」に改め、同頁10行目及び17行目ないし18行目の各「先行第1事件」の次に「、先行第2事件及び先行第3事件」を、同頁15行目の「前期1(3)ア(ア)」の次に「、(イ)、

(ウ) 」をそれぞれ加える。

- (7) 18頁21行目冒頭から20頁4行目末尾まで、同頁5行目ないし6行目の「別表1-1No.1、2、7及び8の各土地については、」及び同頁7行目の「であり」から同頁8行目ないし9行目の「請求するもの」までを、いずれも削る。
- (8) 20頁15行目の「係属中」から16行目の「いるから」までを「既に確定した一部請求の棄却判決において認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであるから」に、同頁24行目の「原告が」から25行目の「認められる」までを「控訴、上告を経て同棄却判決が確定したことが認められる」にそれぞれ改め、同頁26行目冒頭から21頁4行目末尾までを次のとおり改める。

「そうすると、本件訴えのうち請求(3)に係る部分は、先行第4事件の確定判決において認められなかった一部請求の残部を請求するものであり、かかる訴えを許容すべき特段の事情もうかがわれないから、信義則に反し、不適法といわざるを得ない。」

- 2 控訴人は、間違いや審理不尽のある先行事件の確定判決を理由として、本件訴えを却下することは違法であると主張するが、先行第1事件ないし先行第4事件の確定判決が違法であるとか、棄却判決によって各先行事件で請求された債権の全部について紛争が解決されたとの被控訴人の合理的期待を否定すべき事情は見当たらず、同主張は理由がない。また、控訴人は、自分が滞納税額を上回る額の公務員の不法行為による損害賠償請求権を有し、滞納税は同請求権と相殺されるので、本件請求は理由があるなどとも主張するが、上記認定説示のとおり控訴人の主張する損害賠償請求権が認められない以上、これと滞納税との相殺をいう控訴人の主張はそもそも失当である。

控訴人のその他の主張も、原判決を正解しないものであるか、上記認定判断を左右しないものであり、採用できない。

3 よって、原判決は相当であり、控訴人の本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 富越和厚

裁判官 貝阿彌誠

裁判官 大寄麻代